

電子交付サービス利用規定

1. 規定の趣旨

この規定は、当行が投信ダイレクト取引をご利用されるお客さまへの書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を契約者のコンピュータ（以下、「端末」といいます。）よりインターネットを通じてアクセスした「投信ダイレクト」のホームページ上で提供する方法を定めたものです。

2. 書面の交付方法

書面の交付サービス（「電子交付サービス」、以下、「本サービス」といいます。）は、当行の「投信ダイレクト」のホームページ（以下、「当該ホームページ」といいます。）において、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項ハ）により、お客さまに対し当該書面を交付する方法とします。

3. 本サービスの利用申込方法

「投信ダイレクト」を申し込まれたお客さま（以下、「契約者」といいます。）が本サービスを利用できるものとします。

4. 本サービスの提供条件

当行は、以下の条件のもとに、契約者に対し本サービスを提供するものとします。

- ① 契約者は当行において既に「証券取引約款」に基づく投資信託受益権等の取引をご利用いただいていること
- ② 契約者は「投信ダイレクト」をご利用いただいていること
- ③ 契約者はインターネットを利用することができること
- ④ 電子交付書面が、契約者の使用する端末に備えられたファイルに記録され、契約者は、この記録を出力して紙媒体により当該書面を作成できること（具体的には、プリンター等保有されていること）
- ⑤ 契約者は電子交付書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること
- ⑥ 契約者は本サービスを利用するために必要なOS等を契約者の端末にご用意いただいていること
- ⑦ 契約者は本サービスを利用する場合、必ず電子交付書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること

5. 電子交付書面の種類

契約者が、本規定により電子交付を利用できる書面（以下、「電子交付書面」といいます。）は、「金融商品取引法」、「投資信託及び投資法人に関する法律」等に定められている交付すべき書面のうち、以下の書面（以下、「目論見書等」といいます。）とします。他の書面については、郵送で交付します。

- ・目論見書（交付目論見書）
- ・目論見書補充書面
- ・取引報告書
- ・再投資報告書
- ・分配金報告書
- ・取引残高報告書
- ・運用報告書

6. 本サービスの留意点

当行は、本サービスの提供にあたり、次のとおり取り扱うものとします。

- ① 当行は、契約者が端末を使用して電子交付書面を紙媒体に出力できるように、当該ホームページ上で閲覧できるようにします。また、契約者の端末上に電子交付書面を保存することも可能です。
- ② 電子交付書面はAcrobat Readerにより閲覧できるPDFファイルとします。当行は、契約者が電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に記録するものとします。
- ③ OS等に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。
- ④ 本規定に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。
- ⑤ 当行が当該電子交付書面の交付を行っている場合は、紙媒体による書面交付をしません。ただし、お客さまが下記の書面について当行所定の書面により申込みを行った場合、紙媒体により交付します。
 - ・取引報告書
 - ・再投資報告書
 - ・分配金報告書
 - ・取引残高報告書
 - ・運用報告書
- ⑥ 当行は以下の場合を除き、投資信託の目論見書については、当該信託契約期間の終了日または契約者が当該投資信託を解約した日より5年間、当該ホームページ上に電子交付書面を閲覧に供するものとします。
 - ・当行が当該電子交付書面に代えて、紙媒体による目論見書等の交

付を行った場合

- ・当行が契約者より他の方法等による交付の承諾を得たうえ、当該他の方法等により当該電子交付書面の交付を行った場合

- ⑦ 当行は当該ホームページにおいて閲覧に供される電子交付書面について、前号に定める期間、契約者が閲覧可能な状況を維持するものとします。

7. 契約者の承諾事項

- (1) 当行は、目論見書等の種類または商品毎に、本サービスの提供が開始される旨を当該ホームページ上に通知致しますが、その開始以前は紙媒体による目論見書等の交付を行うことについて、契約者に承諾をいただきます。
- (2) 当行は、契約者にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合がありますことについて、契約者に承諾をいただきます。

8. 法令等の遵守と規定の変更

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行および契約者は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行は民法第548条の4の規定に基づきこの規定を変更することがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当該ホームページまたはその他相当の方法により周知します。
- (2) この規定に定めのない事項については「投信ダイレクト取引規定」により取り扱います。

9. 解約等

- (1) 当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。
 - ① 契約者が第8条に定める法令等に違反した場合
 - ② 契約者の「証券取引約款」に基づく投資信託口座が解約された場合
 - ③ 契約者が第6条第3号に定めるOS等の変更に関する通知を受け、その変更後に契約者の端末において当該OS等が備わっていない場合
 - ④ 当行の判断により、当行のすべての契約者に対し、本サービスの提供を終了した場合
- (2) 契約者が「投信ダイレクト」の契約を解約した場合、本サービスについても同時に解約したものとします。

10. 免責事項等

次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

- ① 当行が取扱う目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象とならない場合があること
- ② 第7条の2項のメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること
- ③ 第9条の定める本サービスの解約
- ④ 当行に重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは、一部が著しく困難となった場合、電子交付書面の交付に代えて紙媒体により目論見書を交付すること
- ⑤ 当行に重大な過失がある場合を除き、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等の場合

以上

2020年4月1日 改定